

共済 **2** 2020 February No.546 だより 号外

台風、豪雨で被害にあわれた皆さまへ 災害時に関する共済事業

昨年の台風15号、19号、その後の豪雨災害により被災された皆さまに、改めて心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

共済組合では、当該災害による被害が甚大であったことから、組合広報『共済だより』号外を発行し、組合員とそこご家族の皆さまに共済組合が行う災害時に関する事業について、お知らせすることといたしましたので、ぜひご一読いただきますようお願いいたします。

千葉県市町村職員共済組合 理事長 岩田 利雄

CONTENTS

	お問い合わせ先	ページ
1 組合員証等について	保健課資格係 TEL 043(248)1116	▶ ②
2 医療費の窓口負担の支払い猶予について	保健課保健係 TEL 043(248)1115	▶ ②
3 こころの健康相談	メンタルヘルス相談室 TEL 0120(765)232	▶ ②
4 災害見舞金について	保健課保健係 TEL 043(248)1115	▶ ③
5 災害見舞品について	福祉課厚生係 TEL 043(248)1114	▶ ③
6 災害貸付について	福祉課福祉係 TEL 043(248)1113	▶ ④
7 千葉県市町村職員互助会の給付について	千葉県市町村職員互助会 TEL 043(248)1134	▶ ④

千葉県市町村職員共済組合
<https://www.c-scskyousai.or.jp/>
本誌をご家庭へお持ち帰りください

1 組合員証等について

(1) 組合員証等がない場合の保険医療機関等での受診

被災者の方は、組合員証等がなくても保険医療機関等の窓口で氏名、生年月日、組合員の勤務先の申し出を行うことにより保険診療を受けることができます。

(2) 組合員証等の再発行

被災により組合員証等を紛失した場合は、所属所の共済事務担当課に再交付申請書を提出してください。速やかに組合員証等を再発行いたします。

所属所の共済事務担当課に提出することが困難なときは、[直接、共済組合保健課に対して再交付の申請を行ってください。](#)

2 医療費の窓口負担の支払い猶予について

[災害救助法の適用市町村に住所を有する（災害発生後に適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）組合員またはその被扶養者で、次の①～③のいずれかに該当する方は、医療機関の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療費の窓口負担の支払いが猶予されます。](#)

共済組合は、組合員またはその被扶養者に代わって窓口で支払う自己負担部分を医療機関に支払うとともに、猶予期間終了後に当該組合員へ請求させていただきます。

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした場合

②組合員が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

③組合員の行方が不明である場合

(注) 1 猶予を受けるには、上記の①から③のいずれかに該当する必要があることから、医療機関の窓口でご申告いただいた内容について、後日共済組合から確認させていただくことがあります。

2 入院時の食費・居住費などは、医療機関の窓口でお支払いください。

【千葉県内の災害救助法適用市町村】

千葉市中央区 千葉市花見川区 千葉市稲毛区 千葉市若葉区 千葉市緑区 銚子市 館山市 木更津市
茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 四街道市 袖ヶ浦市
八街市 印西市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町
神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町
長南町 大多喜町 鋸南町

※千葉県以外の都道府県については、内閣府HPをご確認ください。

3 こころの健康相談

組合員とその被扶養者を対象として、電話、面接及びWEBによるメンタルヘルス相談等行っています。相談料・通話料は無料でご利用いただけます。

今回の災害により、被災された方、被災された方を支援されている方、復旧・復興に尽力されている方には、こころの不安を抱えている方も多いと思います。

プライバシーは厳守され、ご相談の内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

こころの健康相談

電話・面接相談 電話番号 0120(765)232

WEB 「健康・こころのオンライン」 ※ログインIDは、2019年4月号折込チラシをご参照ください。

他にも千葉県と千葉市が「心のケアの電話相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

●千葉県精神保健福祉センター（千葉県内（千葉市の方を除く）にお住まいの方）

電話番号 043(263)3893（相談無料、通話料はかかります）

対応時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）の9時～18時30分まで

●千葉市こころの健康センター（千葉市内に在住、在勤、在学いずれかの方に限ります）

電話番号 043(204)1583（相談無料、通話料はかかります）

対応時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）の10時～12時、13時～17時



4 災害見舞金について

組合員またはその被扶養者が水震火災その他の非常災害（盗難は除く）で住居や家財に3分の1以上の損害を受けた場合には、当該損害の程度に応じて災害見舞金が支給されます。

給付額

損害の程度に応じて、標準報酬月額に下表の月数を乗じて得た金額になり、3月が上限となります。

損害の程度	給付額
① 住居及び家財の全部が焼失または滅失 ② 住居及び家財に①と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額の3月分
① 住居及び家財の2分の1以上が焼失または滅失 ② 住居及び家財に①と同程度の損害を受けたとき ③ 住居または家財の全部が焼失または滅失 ④ 住居または家財に③と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額の2月分
① 住居及び家財の3分の1以上が焼失または滅失 ② 住居及び家財に①と同程度の損害を受けたとき ③ 住居または家財の2分の1以上が焼失または滅失 ④ 住居または家財に③と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額の1月分
① 住居または家財の3分の1以上が焼失または滅失 ② 住居または家財に①と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額の0.5月分

浸水により平屋建の家屋（家財を含む）が損害を受け、損害の程度を判定しがたいと認めたとき（外形的標準により損害の程度を判定する場合）。

浸水の程度	給付額
床上120cm以上の場合	標準報酬月額の1月分
床上30cm以上の場合	標準報酬月額の0.5月分

請求手続き

「災害見舞金等請求書」に必要書類※を添付のうえ、所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。また、任意継続組合員については、共済組合へご連絡いただくようお願いいたします。なお、給付事由の生じた日（り災日）の翌日を起算日とし、2年を経過したときは時効となります。

※必要書類……災害見舞金等請求書、災害見舞金支給調査書、平面図・見取図、家屋の固定資産評価証明書、修繕費用の見積書、家財損害額見積書、り災状況が確認できる写真等

注意事項

- 住居とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、同居、公務員住宅、公営住宅、借家等の別は問いません。ただし、塀、門、物置、車庫、倉庫等は含みません。
- 家財とは、住居以外の社会生活上必要な必需品をいい、趣味の対象となる物（絵画、ピアノ等）、装飾品等贅沢品、現金、庭木、預貯金、有価証券等は含みません。なお、通勤に使用している車両は家財の対象とします。
- 同一世帯に2人以上の組合員が同居している場合については、各組合員にそれぞれ支給します。なお、組合員ごとに請求していただくこととなりますが、災害見舞金等請求書以外の請求に係る添付書類は、どちらか一方の組合員は写しを提出いただければ結構です。
- 同居している家族に他共済組合の公務員の方がいる場合は、共済組合間の連携を図るため、その所属する共済組合名をお知らせください。

5 災害見舞品について

災害見舞金の支給を受けた組合員のうち次の要件に該当する場合は、災害見舞品として生活必需品の購入費用が支給されます。

要件及び支給額

- （1）災害見舞金の算定の基礎となった給付月数が2月以上の場合…………… 80,000円
- （2）災害見舞金の算定の基礎となった給付月数が2月未満で、災害救助法が適用される災害（令和元年台風第15号等）が要因であった場合…………… 60,000円

請求手続き

当該見舞品については、災害見舞金の請求をもって請求があったものとします。

6 災害貸付について

組合員が水震火災、その他の非常災害により損害を受けた場合、次の災害貸付を利用することができます。

貸付の種類

(1) 災害家財貸付

- ①貸付事由……………組合員の家財に係る水震火災その他の非常災害及び盗難等による損害
- ②貸付限度額……………給料月額×6月分（最高200万円）
- ③貸付金額の単位…10万円
- ④貸付利率……………0.93%

(2) 災害住宅貸付

- ①貸付事由……………組合員の住宅または住宅の敷地に係る災害による損害
- ②貸付限度額……………給料月額×組合員期間に応じた月数（最高1,800万円）
- ③貸付金額の単位…10万円
- ④貸付利率……………0.93%

(3) 災害再貸付

- ①貸付事由……………現に住宅貸付または災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅、または住宅の敷地に係る災害による損害を受け修理等行う場合（当組合保健課から災害見舞金の支給を受けられる程度の損害に限る）
- ②貸付限度額……………災害住宅貸付の2倍に相当する額（最高1,900万円）
- ③貸付金額の単位…10万円
- ④貸付利率……………0.93%

提出書類

以下の書類を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。

- (1) 災害貸付申込書
- (2) 借用証書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 借入状況等申告書
※他の金融機関からの借入がある場合、償還予定表等の償還額が確認できる書類を添付してください。
- (5) 災害の事実を証明する書類（り災証明書等）
※当組合保健課に災害見舞金等請求書を提出している場合、その旨を貸付申込書の余白に朱書きしてください。それをもって当該書類の提出をしたものとみなします。
- (6) 団体信用生命保険に加入する場合には団体信用生命保険事業加入申込書
- (7) その他の必要書類
災害家財貸付の場合は社印のある見積書の原本、災害住宅貸付及び災害再貸付の場合には住宅貸付に準ずる書類
※必要に応じて別途書類を求める場合がありますので予めご了承ください。

貸付後における提出書類について

災害住宅貸付または災害再貸付の貸付けを受けた場合、貸付け後に住宅貸付等確認報告書及び領収書（写）等の提出が必要となりますので、ご留意ください。

なお、災害家財貸付を受けた場合においても必要に応じて領収書（写）等確認書類の提出を依頼する場合があります。

7 千葉県市町村職員互助会の給付について

会員及び会員の被扶養者が水震、火災その他の非常災害により、住居及び家財等に10分の1以上の損害を受けた場合には、当該損害の程度に応じて災害給付金（1万円～10万円）が支給されます。

千葉県市町村職員共済組合の災害見舞金と請求書が兼用（添付書類も同一）となっていますので、共済組合へ請求手続きを行っていただくと、同時に互助会へも請求いただいたこととなります。